

令和6年度 高知県屋外広告物講習会受講案内

高知県では、屋外広告業に従事している方、これから従事しようとする方及び広告物管理者になられる方々を対象に、広告物等の表示又は設置に関し必要な知識を修得していただくため、高知県屋外広告物条例第42条の規定に基づき、屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を開催します。

- 平成18年4月から高知県及び高知市では、高知県内で屋外広告業を営もうとする方について、高知市以外は知事、高知市内は市長への登録が必要となっています。また、その営業所ごとに、業務主任者として、講習会の修了者等の資格者を設置しなければならないこととなっています。
- 表示面積が30平方メートルを超える広告物等を表示又は設置する場合は、管理者として県内在住の①屋外広告士又は②建築士であって屋外広告物講習会の修了者等の資格者を設置しなければならないこととなっています。
- 上端から地盤面までの高さが4メートルを超える広告物等の許可の期間の更新を行う場合は、①建築士であって屋外広告士若しくは屋外広告物講習会の修了者等の資格者又は②屋外広告業者で構成される事業者団体が実施する技能講習を修了した者が点検しなければならないこととなっています。

講習会の受講を希望される方は、お早めにお申し込みください。

受付期間：令和6年10月7日（月）～11月5日（火）まで

（郵送の場合は、当日消印有効）

令和6年度高知県屋外広告物講習会開催（案内）

高知県では、高知県屋外広告物条例第42条の規定に基づき、次のとおり屋外広告物講習会を開催します。

1 講習会の対象者

屋外広告業に従事している方、これから従事しようとする方及び広告物管理者になられる方

2 講習会の日時

令和6年11月19日（火） 10時から17時まで
※当日の受付は、9時30分からです。

3 講習会の場所

オーテピア高知図書館 4階ホール
高知市追手筋二丁目1-1
TEL 088-823-4946

4 講習科目

- (1) 広告物及び掲出物件に関する法令
- (2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項
- (3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項

5 日 程

- 9:30~10:00 受付
- 10:00~10:10 開講式
- 10:10~12:10 広告物及び掲出物件の施工に関する事項
- 12:10~13:10 昼食休憩
- 12:50~13:10 午後の部 再受付
- 13:10~13:40 広告物及び掲出物件に関する法令
(道路法、建築基準法)
- 13:40~14:30 広告物及び掲出物件に関する法令
(屋外広告物法・高知県屋外広告物条例・同条例施行規則)
- 14:30~14:40 休憩
- 14:40~16:40 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項
- 16:40~17:00 閉講式

6 受講手続

(1) 受付期間

令和6年10月7日(月)から令和6年11月5日(火)まで

- ・直接持参する場合は、閉庁日を除く8時30分から17時15分まで
- ・郵送の場合は、封筒に『屋外広告物講習会受講申込』と記入のこと
(当日消印有効)
- ・電子申請の場合は、締め切り当日の23時59分まで

(2) 受講手数料

3,400円

(3) 申込方法

電子申請又は申込書(紙)による申請のどちらかになります。

① 電子申請

受付期間中に、下記QRコード又は高知県電子申請サービスから検索ボックスにて「屋外広告」と検索し、「令和6年度 屋外広告物講習会」を選択後、画面の指示に従って入力してください。

- ・電子申請フォームQRコード



- ・高知県電子申請サービスURL

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay

◆支払方法

電子申請の場合、受講手数料の納付はクレジットカードでの支払のみとなります。

上記支払手段による支払ができない場合は、②申請書(紙)による申請をご利用ください。

② 申請書(紙)による申請

屋外広告物講習会受講申込書(第17号様式)(以下、「受講申込書」という。)に必要事項を記入の上、受付期間中に高知県土木部都市計画課(県庁本庁舎6階)に直接提出するか、次の受講申込書の提出先に郵送(必着)してください。

◆受講申込書

受講申込書は、県庁1階募集要項コーナー、高知県都市計画課、高知市都市計画課、県の各土木事務所に備える所定の用紙又は高知県都市計画課ホームページからダウンロードしてください。

◆支払方法

高知県収入証紙を、受講申込書の収入証紙貼付欄に貼って納付してください。(収入証紙には消印をしないでください。)

※高知県証紙は、収入印紙とは異なりますのでご注意ください。

◆受講申込書の提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県 土木部 都市計画課

(4) 受講定員

70名 (先着)

※定員に達した場合は、高知県都市計画課のホームページにおいて周知しますので、申込み前にご確認いただくか、高知県都市計画課へお問い合わせください。

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/171701/>

(5) 講習科目の一部免除

高知県屋外広告物条例施行規則第27条第2項の規定により、講習会における講習科目のうち「広告物及び掲出物件の施工に関する事項」の受講の免除を受けようとする方は、その資格を有することを証する書面の写しを受講申込書に添えてください。

〔対象となる資格等〕

- ◆ 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する方
- ◆ 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する方
- ◆ 電気事業法第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている方
- ◆ 職業能力開発促進法の規定に基づく帆布製品又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許を受けた方、技能検定に合格した方又は職業訓練を修了した方

(6) 注意事項

申込書の受付後は、手数料はお返しできません。

7 講習会当日に持参するもの

◆受講整理票（受講申込み受付終了後に発送します。）

◆筆記用具

使用するテキスト及び資料は、当日配布します。

（図書のご紹介）

参考図書として、『屋外広告の知識』[ぎょうせい発行]の法令編、デザイン編、設計・施工編を当日会場で販売しております。購入を希望される方は、受講申込書を提出する際に、別紙の「屋外広告物の知識 購入申込書」を一緒に添えて提出してください。

8 講習会修了証書の交付

講習会の課程を修了した方には、当日修了証書を交付します。

理由なく遅刻、早退、中途欠席をされた方には、修了証書を交付しないことがあります。

9 その他

今までに屋外広告物講習会を受講し修了証書を交付された方、修了証書を必要としない方については、受講申込書記入（収入証紙購入）前に、高知県都市計画課までお問い合わせください。

10 講習会の問い合わせ先

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 土木部 都市計画課 三野、布田

TEL 088-823-9863（直通）

FAX 088-823-9036

E-Mail 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/171701/>

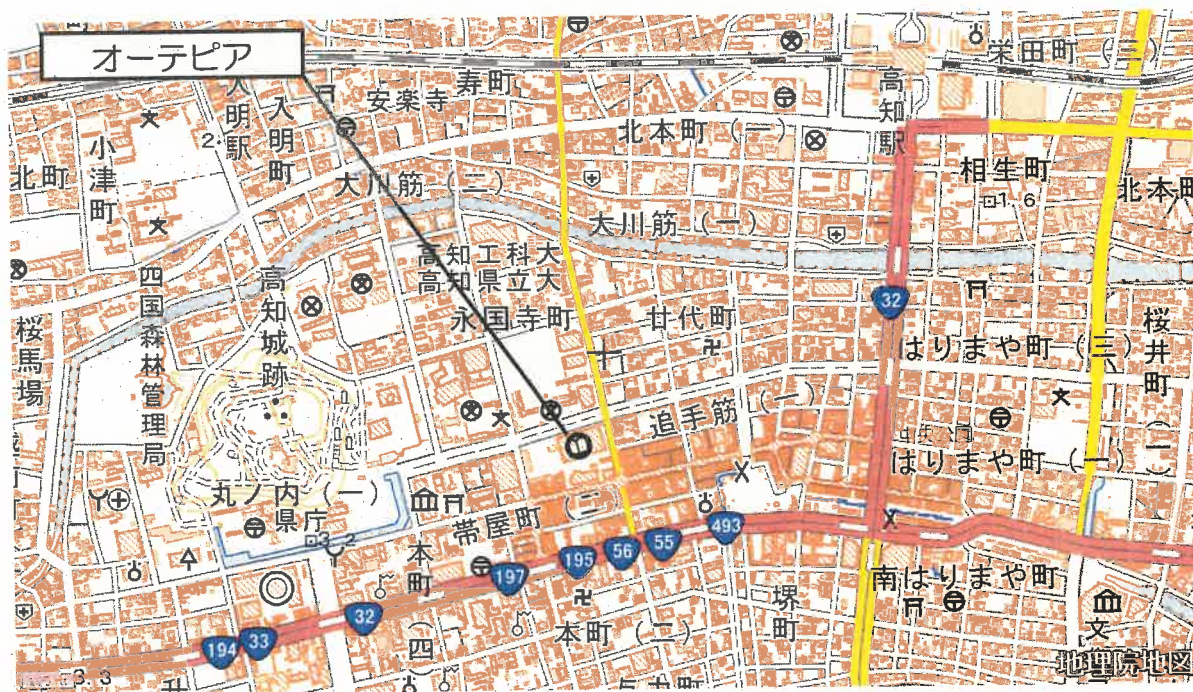
令和6年度高知県屋外広告物講習会日程

月 日	時 間	講 習 科 目	講 師
11月19日 (火)	9:30 ~10:00	受 付	
	10:00 ~10:10	開 講 式	
	10:10 ~12:10	広告物及び掲出物件の 施工に関する事項	高知県屋外広告 美術協同組合 理事長 岡崎 勲 氏
	12:10 ~13:10	昼 食 休 憩	
	12:50 ~13:10	午後の部 再受付	
	13:10 ~13:40	広告物及び掲出物件に関する 法令 ・道路法 ・建築基準法	県道路課職員 県建築指導課職員
	13:40 ~14:30	広告物及び掲出物件に関する 法令 ・屋外広告物法 ・高知県屋外広告物条例 ・同条例施行規則	県都市計画課職員
	14:30 ~14:40	休 憩	
	14:40 ~16:40	広告物の表示及び掲出物件の 設置に関する事項	けいデザイン 梶原 隆司 氏
	16:40 ~17:00	閉 講 式	

講習会会場へのアクセス



電子地形図 25000(国土地理院)を加工して作成



電子地形図 25000(国土地理院)を加工して作成

主要機関からの所要時間

高知空港 (車で約 30 分/空港バスで約 40 分)

JR 高知駅 (車で約 5 分)

高知 IC (車で約 20 分)

屋外広告物講習会受講申込書

令和 年 月 日

高知県知事 様

写真はり付け欄
(無帽で上半身のもの)

住所	(郵便番号 ー)
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
職業	
勤務先又は 学校名	

屋外広告物講習会を受講したいので、高知県屋外広告物条例施行規則第 26 条第 2 項の規定により、次のとおり申し込みます。

屋外広告物講習会の講習科目のうち広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除の申請の有無	有 ・ 無
--	-------

高知県収入証紙はり付け欄
(手数料 3,400円)

- 注 1 屋外広告物講習会の講習科目のうち広告及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除を申請するときは、その資格を証明する書面を添えてください。
- 2 「屋外広告物講習会の講習科目のうち広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除の申請の有無」欄の「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。
- 3 この申込書に高知県収入証紙をはり付け、その証紙には、消印をしないでください。
- 4 納付された手数料は、講習会を受講しなかった場合でも還付することはできません。

(別紙)

屋外広告の知識 購入申込書

申請者氏名	
住 所	
電話番号	

テキスト名	単 価	購入希望冊数
屋外広告の知識(第5次改訂版) 第1巻 法令編 発行 株式会社ぎょうせい ※令和元年5月に改訂されています。	(税込価格) 2,970 円	冊
屋外広告の知識(第4次改訂版) 第2巻 デザイン編 発行 株式会社ぎょうせい	(税込価格) 2,096 円	冊
屋外広告の知識(第4次改訂版) 第3巻 設計・施工編 発行 株式会社ぎょうせい	(税込価格) 2,724 円	冊
合 計	(税込価格) 円	冊

- この「屋外広告の知識 購入申込書」は、購入を希望される方のみ、講習会申請書と同封のうえ、申込みをしてください。
電子申請の場合は、購入を希望しなくても、本申込書が自動生成されるため、内容を確認のうえ、そのまま申込みをしてください。
- 当日、講習会受付横にて、(株)ぎょうせい四国支社から販売されます。
購入希望者は、当日、お釣りがいらぬよう現金をご持参してください。